

# 山 青 森 県 報

第千九百三十七号 平成十三年十月二十二日(月曜日)

## 目 次

### 告 示

○保安林の指定予定……………(林政課) ……一

○保安林の指定……………(同) ……一

### 公 告

○県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……二

### 出 先 機 関

○道路の位置の指定……………(む) 土木事務所 ……二

## 告 示

### 青森県告示第五百五十五号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十三年十月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林予定森林の所在場所

青森市大字野沢字川部七五の六  
保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 青森県告示第五百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十三年十月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林の所在場所

- 三 三戸郡三戸町大字貝守深山一の一四二
- 二 保安林指定の目的  
公衆の保健

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字貝守深山一の一四二(次の図に示す部分に限る。)
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び三戸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、杉山地区の県営土地改良事業(ため池等整備)計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年十月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十三年十月二十三日から同年十一月十九日まで

三 縦覧の場所  
岩木町役場

出 先 機 関

むつ土木事務所告示第八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県国土整備部建築住宅課、むつ土木事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十月二十二日

むつ土木事務所長 小田部 幸 夫

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
むつ市中央二丁目三二二 の七及び大字田名部字落 野沢二の五	六一・二二メートル	六・〇五メートル	平成 三三・一〇・九

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東 奥 印 刷 株 式 会 社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚三付十七円八十五銭